

『皇學館大学教育学部学術研究論集』投稿規程

教育学部学術研究論集編集委員会

1. 性 格

学術雑誌とし、研究論文、研究ノート、調査・報告、資料紹介、翻訳等を掲載する。

2. 編 集

教育学部学術研究論集編集委員会（以下、編集委員会）がこれを担当する。

3. 編集主任

編集委員会委員長がこれに当る。

4. 編集方針

- (1) 投稿資格 執筆者は原則として教育学部専任教員および元教員とする。本学部教員（または元教員：以下において省略）以外の者の執筆は本学部教員との連名の場合に限る。本学部教員以外の執筆者については、その所属、職名を記入する。
- (2) 募 集 学科会議において執筆者を募る。
- (3) 発行回数 学術論集の発行回数は原則として年1回とする。
- (4) 掲 載 等 投稿原稿の掲載、分載、論文等の配列、書式その他の体裁等、全般的編集に関しては、編集委員会に一任するものとする。

5. 研究論文等の投稿について

- (1) 原稿は未発表のものに限る。ただし口頭発表の場合は、この限りではない。
- (2) 他紙等に掲載された論文（すでに公開された論文）と著しく重複する内容の論文を別の雑誌等に同じ言語または別の言語で掲載することを二次出版（二重投稿）と定義する。本誌は二次出版を認めない。ただし、以下3つの条件をすべて満たしていれば、本誌に二次出版物として投稿することができ、編集委員会にて掲載の可否を判断する。
 - 1) 本誌編集委員長の要請によるもの（承認を得ているもの）であること
 - 2) すでに公開されている論文で、著作権が著者本人に無い場合、著作権の帰属先から二次出版の承諾を得ていること（承諾書・許可書を提出すること）
 - 3) 二次出版であることをタイトルに明示すること
- (3) 本誌に投稿される論文は、我が国の法令・法規や文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、皇學館大学の「研究倫理規定」を順守した研究でなければならない。人権侵害、名誉棄損、盗用・剽窃・捏造、不当な利益享受など研究倫理に反すると疑われる場合は、原稿の修正を求めたり、編集委員会の判断で掲載を拒否したりすることがある。また、公開された後に、研究倫理違反が認められた時、編集委員会でその論文の掲載を撤回することがある。
- (4) 当該研究の遂行や論文作成等に際し、企業や団体等から研究費や便宜供与等の経済的支援を受けた場合は、謝辞にその旨を記載すること。報告すべき COI 状態がない場合は、「開示すべき

COI はない」等の文言を記載すること。

- (5) 判形はA4判，文字サイズは9ポイントとする。
- (6) 頁文字数を1,800字（横書き45字×40行）とする。
投稿原稿の分量は，刷り上り20頁（写真・図版・表ほかを含む）以内を原則とする。
- (7) 余白は天地，左右共に25mmとする。
- (8) 原稿の提出は，論文データの入ったメディアを，下記のアドレスに添付ファイルとして送付するものとする。
＜送付先アドレス：e-report@kogakkan-u.ac.jp＞
- (9) 提出原稿には，「タイトル」「著者名」「要旨（600字程度）」「キーワード（5項目程度）」「欧文タイトル」「欧文サマリー（400words以内）」「欧文キーワード（5項目程度）」をつけるものとする。
- (10) 原稿締切は原則として12月末日とする。

6. 校 正

- (1) 執筆者による校正は期限内に限り最大四校までとする。
- (2) 第三校の段階では，誤植の訂正に限るものとし，原稿字句の修正，挿入，削除等は最小限に留めるものとする。

7. 原稿の著作権について

- (1) 本論文誌に採録が決定された論文等の著作権は，本編集委員会に帰属する。
- (2) 投稿に際し，採録された論文の著作権が本編集委員会に帰属することを同意しているものとする。
- (3) 採録後の掲載論文について，著者自身による学術教育目的（著者自身による編集著作物への転載や掲載，複写による配布，Web上での公開等を含む）で利用する場合，本編集委員会に許諾申請することなく使用することができる。
- (4) ただし，使用する場合，当該論文の初出が本集であることを明記することが望ましい。

8. 配 付

- (1) 執筆者には，各2部（ほかに抜刷50部—それ以上は執筆者負担），執筆者以外の教育学部教員および名誉教授には各1部とする。
- (2) 彙報欄に略歴，研究業績等を記載された前年度退職教員には各1部とする。
- (3) 特に配布を希望する教育学部以外の専任教員および事務職員には各1部とする。
- (4) 学外への寄贈・交換その他の配布については別に定める。

9. 保 管

- (1) 残部の保管は教育学科研究室がこれに当る。
- (2) 各号の永久保存はそれぞれ10部とし教育学科研究室がこれを保管する。

この編集要項は、平成30年9月26日から施行する。
令和3年11月17日改訂